

「障害年金の診断書（精神の障害）」を作成される医師の皆さんへ

**国民年金・厚生年金保険の診断書
「精神の障害用（様式第120号の4）」の様式を変更しました。**

高次脳機能障害（精神の障害）の認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更しました。

表面の障害の状態（現在の病状又は状態像）の欄を整理し、新たに**高次脳機能障害の項目**を追加しました。

※ 失語については、言語機能の障害用（様式第120号の2）の診断書に記載することとなりますのでご注意ください。

★ **変更後の様式の診断書を作成していただく際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。**

★ 平成25年6月1日以降は、変更後の様式の診断書により認定事務を行います。
(なお、新様式の診断書は5月1日以降に配布を行います。)

※ ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。

(変更後)(案)

(精)

国民年金
厚生年金保険

診断書(精神の障害用)

様式第120号の4

(フリガナ) 氏名				生年月日	昭和 年 月 日 生(歳)	性別	男・女
住所	住所地の郵便番号	都道府県			都市区		
	一						
① 障害の原因となつた傷病名 ICD-10コード()	② 傷病の発生年月日		昭和 年 月 日	診療録で確認 本人の申立て (年月日)	本人の発病時 の職業		
	③ ①のため初めて医師の診療を受けた日		昭和 年 月 日	診療録で確認 本人の申立て (年月日)	④既存障害		
⑤傷病が治った(症状が固定した状態を含む。)かどうか。	平成 年 月 日 確認推定	症状のよくなる見込・・・有・無・不明			⑥既往症		
⑦ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項	陳述者の氏名 請求人との続柄			聴取年月日 年 月 日			
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 〔昭和 年 月 日〕							
⑨ これまでの発育・養育歴 (出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。)	ア 発育・養育歴		イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校(普通学級・特別支援学校) その他		ウ 職歴		
エ 治療歴(書ききれない場合は⑬「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)							
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不变)		
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
⑩ 障害の状態(平成 年 月 日 現症)							
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)				イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。			
前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください。) 1 变化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明							
I 抑うつ状態 1 思考・運動制止 2 刺激性・興奮 3 夢うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他()							
II そう状態 1 行為心迫 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性 4 視覚奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他()							
III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他()							
IV 精神運動興奮状態及び昏睡の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減製思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他()							
V 統合失調症等残存状態 1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他()							
VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ・てんかん発作の状態 *発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A・B・C・D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度)							
VII 知能障害等 1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 3 高次脳機能障害 ア 失行 イ 失認 ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 違行機能障害 カ 社会的行動障害 4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 その他()							
VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他()							
IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等()							
X 亂用、依存等(薬物等名: 1 亂用 2 依存)							
XI その他 []							

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

「診療録で確認または本人の申立てのどちらかを○で囲み、それを聴取した年月日を記入してください。」

(お願い)太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(お願い)臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

ウ 日常生活状況		3 日常生活能力の程度（該当するもの一つを○で囲んでください。） ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる（精神障害）又は（知的障害）のどちらかを使用してください。	
1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境（該当するもの一つを○で囲んでください。） 入院・入所・在宅・その他（ ） (施設名) 同居者の有無（有・無）		(精神障害) (1) 精神障害（病的体験・残疾症状・認知障害・性格変化等）を認めらるが、社会生活は普通にできる。	
(イ) 全般的状況（家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。）		(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)	
2 日常生活能力の判定（該当するものにチェックしてください。） (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)		(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)	
(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適度量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 □できる 自発的にできるが時 助言や指導をしてても □には助言や指導を必 □とできないが助言や指 □できない若しくは行 要とする 要とする 導があれればできる われない		(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)	
(2) 身辺の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。 □できる おおむねできるが時 助言や指導をしてても □には助言や指導を必 □とできないが助言や指 □できない若しくは行 要とする 要とする 導があれればできる われない		(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることはできない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)	
(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。 □できる おおむねできるが時 助言や指導があれればで □には助言や指導を必 □きる 助言や指導をしてても 要とする 要とする □できない若しくは行 われない		(6) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。 □できる おおむねできるが時 助言や指導があれればで □には助言や指導を必 □きる 助言や指導をしてても 要とする 要とする □できない若しくは行 われない	
(7) 通院と服薬（要・不要）—規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 □できる おおむねできるが時 助言や指導があればで □には助言や指導を必 □きる 助言や指導をしてても 要とする 要とする □できない若しくは行 われない		(7) 身辺の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 □できる おおむねできるが時 助言や指導があればで □には助言や指導を必 □きる 助言や指導をしてても 要とする 要とする □できない若しくは行 われない	
(8) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 □できる おおむねできるが時 助言や指導があればで □には助言や指導を必 □きる 助言や指導をしてても 要とする 要とする □できない若しくは行 われない		(9) 現症時の就労状況 ○勤務先・一般企業・就労支援施設・その他（ ） ○雇用体系・障害者雇用・一般雇用・自営・その他（ ） ○勤続年数（ 年 ヶ月） ○仕事の頻度（週に・月に（ ）日） ○ひと月の給与（ 円程度） ○仕事の内容 ○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	
(10) 現症時の日常生活活動能力及び労働能力（必ず記入してください。）		オ 身体所見（神経学的な所見を含む。）	
(11) 予 後 (必ず記入してください。)		カ 臨床検査（心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。）	
(12) 備 考		キ 福祉サービスの利用状況（障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等）	
上記のとおり、診断します。		平成 年 月 日	(精神保健指定医 号)
病院又は診療所の名称		診療担当科名	
所 在 地		医師氏名	印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。)

記入上の注意

- 1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知障害、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。
- 2 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
〔また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。〕
- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)
なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) 現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成している場合は記入してください。
 - (3) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)と検査日を⑩の欄の「カ 臨床検査」欄に必ず記入してください。
 - (4) てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を記入してください。
また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考にしてA~Dを○で囲んでください。
A:意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
B:意識障害の有無を問わず、転倒する発作
C:意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
D:意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 5 「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圖(ICD-10コードが「F4」)の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、「⑪備考」欄にその旨と、示している病態のICD-10コードを記入してください。
- 6 高次脳機能障害による失語障害があるときは、「言語機能の障害用」の診断書が必要になります。

《精神の障害》

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

表面

①欄

障害年金の支給を求める傷病名を記入します。該当するICD-10コードも必ず記入してください。

例：器質性精神障害（高次脳機能障害）
ICD-10コード（F06）

⑦欄

特に知的障害や発達障害については、これまでの状態を参考としますのでできるだけ詳しく記入してください。

⑩ア欄

該当する病状又は状態像の番号を○で囲んでください。

● 注意事項

VI 「てんかん発作のタイプ」

てんかん発作がある場合は、以下の発作のタイプ（A～D）のいずれかを○で囲んでください。

- A：意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
- B：意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- C：意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- D：意識障害はないが、随意運動が失われる発作

VII 「高次脳機能障害」

高次脳機能障害による失語の症状について審査を希望される場合は、言語機能の障害用（様式第120号の2）の診断書が必要になります。

精 国 程 年 金 保 険		診 断 書 (精神の障害用)										様式第120号の4							
氏名		生年月日		昭和 年 月 日 生	性別	男・女													
住所	郵便番号	都道府県		都市 区															
① 傷病の原因となつた傷病名		② 病病の発生年月日		昭和 年 月 日	前療師で確認 本人が申立て (年 月 日)		本人の傷病 神の障害												
ICD-10コード()		③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日		昭和 年 月 日	本人が申立て (年 月 日)		④ 氏名												
⑤ 以前は持つた状状態を した状態を書く。(1セレクタ)		平成 年 月 日 確認 検定		症状のよくなる見込・・・		有・無・不明		⑥既往症											
⑦ 開述べ者の氏名		請求人との親柄		聴取年月日		年 月 日													
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日 (年 月 日)																			
⑨ これまでの免育・養育歴 (出生から育児の状況や教 育環境及ぶこれまでの難點 を記入する。 できるだけ詳しく記入)																			
エ 治療歴(書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。) (※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)																			
医療機関名		治療期間		入院・外来	病名		主な療法		転帰(軽快・悪化・不变)										
年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		入院・外来															
年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		入院・外来															
年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		入院・外来															
年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		入院・外来															
⑩ 障害の状態 (平成 年 月 日 現在)																			
ア 現在の持つた状態(該当のローマ数字、高数字を○で囲んでください。)														イ 左記の状態について、その程度・症状・治療方策等を具体的に記入してください。					
現状の更新の記載欄(この記載欄は項目の更新を行なっている場合は記入して下さい。) 1 改善している 2 悪化している 3 不変																			
I 1 眠り・運動停止 2 例動性・興奮 3 畏うつ気分 4 うつ病 5 焦燥 6 その他の																			
II 1 行為の過多 2 多動・多動 3 激起性・抑制性亢進 4 説話性亢進 5 その他の																			
III 汗嚙き過剰等 1 汗嚙き 2 汗嚙き 3 させられ体動 4 心身形式の障害 5 その他の																			
IV 神経学的異常及び精神の状態 1 症状 2 症状 3 抑制・拒食 4 欲望亢進 5 その他の																			
V 治療に対する反応性状態 1 自然 2 症状の干渉化 3 症状の消失 4 その他の																			
VI 精神障害の原因 1 てんかん発作の状態 2 てんかん発作の状態 3 てんかん発作の状態 4 てんかん発作の状態 5 てんかん発作の状態 6 その他の																			
VII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
VIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
IX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
X 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XIV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXIV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXXI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXXII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXXIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXXIV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXXV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXXVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXXVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXXVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XXXIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XL 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLIV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLXI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLIV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLV 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIII 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVIX 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			
XLVI 地域社会の活動 1 地域活動 2 経済活動 3 中度度 4 最重度 5 その他の																			

裏面

⑩ウ欄（2. 日常生活能力の判定）

日常生活能力の判定は、保護的環境下ではなく、一人で生活している場合を想定して判断してください。

(1)～(7)の項目に判断の基準となる例を記載していますので参考にして、該当する項目の□に✓印（チェック）を付けてください。

- ここで言う「行わない」は、障害の性質上の行動であり、性格や好き嫌いなどで行わないことは含みません。

ウ 日常生活状況	
1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア)現在の生活環境（該当するもの□を○で囲んでください。） 入居所 □ 入所 □ 住宅 □ その他（ ） (施設名) 同居者の有無（ 有 □ 無 □ ）	
(イ)全般的な状況（家族及び友との対人関係についても具体的に記入してください。） []	
2 日常生活能力の判定（該当するものにチェックしてください。） 例にあたっては、筆者で生活することとされる可能性があると判断してください。	
(1)適切な食事・起居など必要な動作まで運営を手伝う（手伝うことを理解できるなど、自分でできるが、扶助が必要である） □できる □は扶助を必要とする □自分でできないが運営を手伝う □できる □は扶助を必要とする □自分でできないが運営を手伝う	
(2)身辺の清潔保持・洗面、入浴等の育成の衛生保持や健康管理ができる。また、自己の健康や体力ができるなど。 □できる □は扶助を必要とする □自分でできないが運営をしてもらおうとする	
(3)金銭管理や貰い物の返却を自分で適切に実施し、やさしく理解できる。また、一人で買い物ができるなど。 □できる □は扶助を必要とする □自分でできないが運営をしてもらおうとする	
(4)通院と服薬（医・不詳）一週間に通院や服薬を行ひ、看扶養を主導的に実施することができるなど。 □できる □は扶助を必要とする □自分でできないが運営をしてもらおうとする	
(5)他人との協力関係及び人間関係の維持を特に自ら、積極的に行動するなどの行動がみられる。 □できる □は扶助を必要とする □自分でできないが運営をしてもらおうとする	
(6)身辺の安全保持及び危機対応一日常生活的危険から身を守れる能力がある。通常は高齢者となった時に他人の援助を求めるなどを含めて、適切に対応することができるなど。 □できる □は扶助を必要とする □自分でできないが運営をしてもらおうとする	
(7)社会性一日常生活の会話の出し入れや公共交通機関の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な知識が得られるなど。 □できる □は扶助を必要とする □自分でできないが運営をしてもらおうとする	
ヨ 現在の状況 (ア)就労 □ 一般企業 □ 政府支授施設 □ その他（ ） (イ)雇用体系 □ 産業雇用 □ 一般雇用 □ 自営 □ その他（ ） (ウ)勤務年数（ 年 □ ヶ月 □ ） □仕事の傾向（遅に □ 月に □ ） B) (エ)ひと月の給料（ 円程度） (オ)仕事の内容	
△ 仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	
△ 現在の日常生活活動能力及び労働能力（必ず記入してください。）	
△ 予後（必ず記入してください。）	
△ 備考	
上記のとおり、診断します。 病院又は診療所の名称 所 在 地	
平成 年 月 日 診療担当科名 医師氏名	
(精神障害指定区) 印	

⑪ウ欄（3. 日常生活能力の程度）

日常生活能力の程度は、知的障害以外の精神疾患であれば（精神障害）欄の、知的障害であれば（知的障害）欄の(1)～(5)のいずれかを○で囲んでください。

なお、発達障害については、知的障害と同様の症状が顕著にあらわれている場合は（知的障害）欄に記入していくだいても構いません。

●日常生活能力の程度を判断するに当たっては、各項目の下部に記載している例を参考にして、生活全般を総合的に判断してください。

⑩エ欄

本人や家族などから聴き取りができた場合は、できるだけ記入してください。

⑫欄

診断時に判断できない場合は、「不詳」と記入してください。

⑬欄

①欄に神経症圏（ICD-10コードがF4）の傷病名を記入した場合に、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」又は「気分（感情）障害」の病態を示しているときは、その病態とICD-10コードを記入してください。

病院又は診療所の名称だけではなく、所在地も忘れずに記入してください。

⑩カ欄

知的障害や発達障害の場合は、知能指数及び精神年齢を必ず記入してください。また、認知障害の場合は、認知検査の結果も判定する際の参考になりますので、検査をされているときは記入してください。

⑩キ欄

障害者自立支援法による障害福祉サービスなどを利用しているときは、その種類や内容について記入してください。

てんかん、知的障害、発達障害、認知障害、高次脳機能障害などは、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などでそれぞれの疾患の専門医師として従事している方であれば、精神科の医師でなくても作成することができます。